

連休期間における 鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について

高病原性鳥インフルエンザについては、本年2月1日の発生事例以降家さん飼養農場での発生はありませんが、野鳥での感染は継続して確認されており、さらに4月19日に鹿児島県で回収された死亡ハヤブサから高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されるなど、引き続き警戒を強める必要があります。以下の対策の徹底をお願いします。

1 外国人従業員の方が従事する農場での注意点

- 外国人従業員の方を受け入れている農場では、日本への持込みが禁止されている肉製品や農場で使用する作業服、器具等が海外から持ち込まれることのないよう従業員に周知してください

2 農場における病原体の侵入防止対策

- 看板の設置等により、家畜の飼養管理に関係のない者（観光客等）が衛生管理区域に立ち入らないようにしてください
- 農場の防護柵、農場内や周囲における野生動物の隠れ場所の排除、こぼれ飼料や死体の適切な処理、堆肥置場へのネットの設置、畜舎の壁・天井の破損や隙間等の点検と修繕等、野生動物との接触防止に努めてください
- その他、農場に出入りする人の更衣や靴の交換、手指消毒、物・車両等の消毒等の衛生対策を徹底するようにしてください

3 早期発見及び早期通報

- 高病原性鳥インフルエンザの特定症状が見られた場合、速やかに当所に報告ください。
- 飼養家畜の健康観察を入念に行い、早期発見に努めてください。

県南家畜保健衛生所 TEL：0957-68-1177
防疫課メールアドレス：s11350@pref.nagasaki.lg.jp
※土日祝日の休庁日は上記の電話番号
に連絡をお願いします。